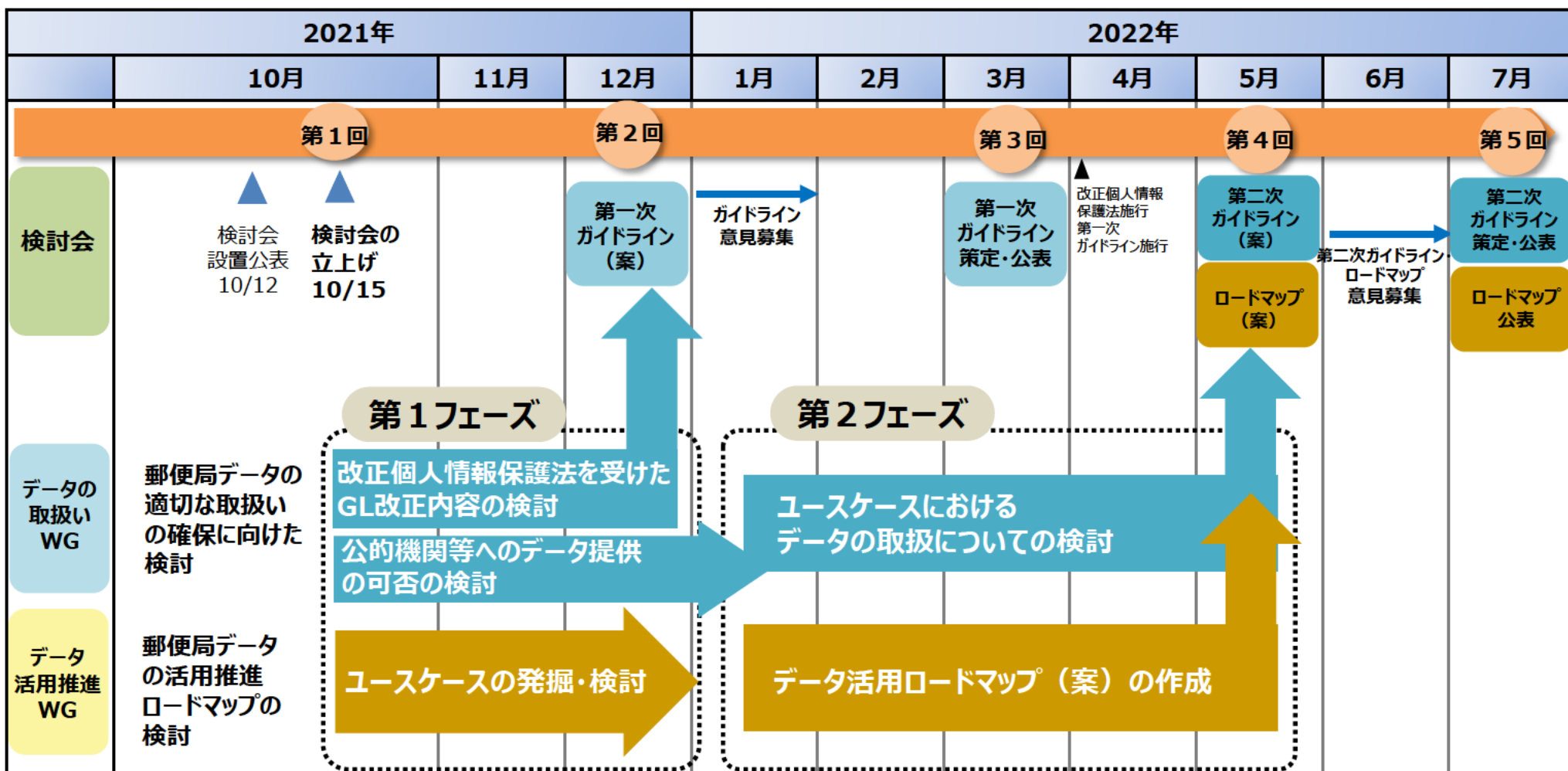


検討スケジュール（案）

資料1-5



第一次ガイドライン：令和2年改正個人情報保護法を受けた「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正

第二次ガイドライン：保有・取得データの活用に向けて個人情報保護法・郵便法上の解釈を整理する「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正